

# デジタル原則を踏まえた 規制の横断的な見直しの 進捗と課題について

---

2022/3/30

第3回デジタル臨時行政調査会

牧島かれん

# デジタル臨調における規制改革への取組意義

## 1. 現状

- 20年以上、日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。所得も伸びず。最大の要因の一つがデジタル化の遅れ  
例) 2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP：日本109.5、米139.9、英124.1（内閣府）
- 日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進みあらゆる産業・現場で人手不足が進む恐れ  
例) 2019年1億2616万人のところ、2030年で1億1912万人（704万人減）、2050年で1億192万人（2424万人減）の予想（国立社会保障・人口問題研究所）



## 2. 政策対応（デジタル化を阻害するあらゆる規制の点検・見直しを進める）

- デジタル原則に基づいて、4万以上の法令についてアナログ的な規制を洗い出し、3年間でデジタル原則への適合を実現を目指す
- 規制の見直し方として年間数十件の個別案件を対象とするやり方では時間を要する。そのため、
  - 1 あらゆる企業等の持つAI・ドローン等の技術を活用するためのテクノロジーマップを整備し
  - 2 テクノロジーマップに応じて数千以上ある規制を類型化して一括的な見直しを行う
  - 3 これらを3年間で完結を目指す
- デジタル田園都市国家構想のデジタル基盤整備等と連動して、社会全体でのデジタル化を推進



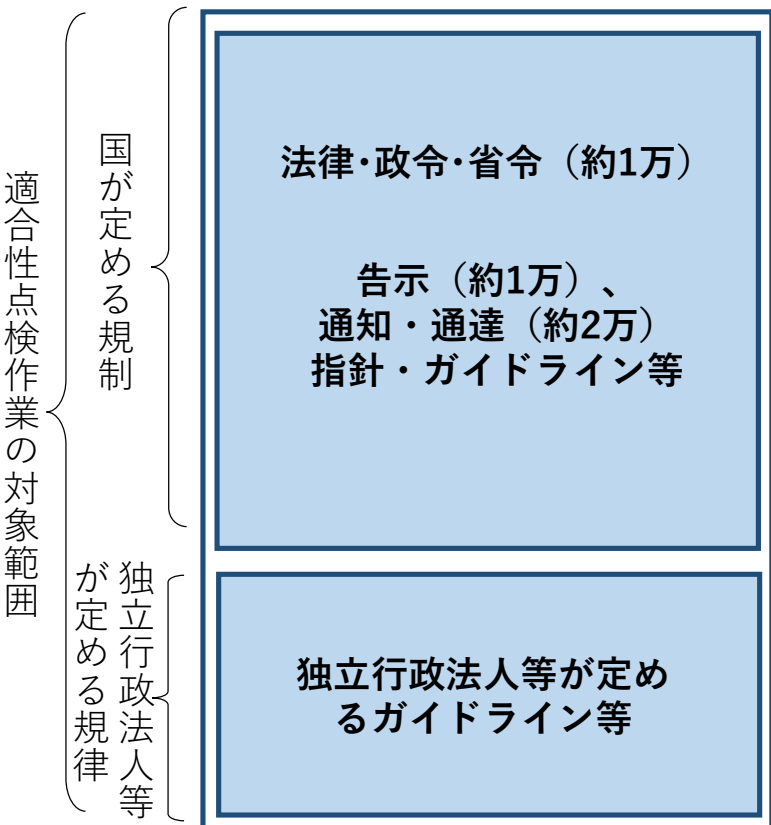
## 3. ねらう効果

- アナログ的な規制を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで経済成長を実現  
経済効果の例) 中小企業のAI導入：推計11兆円、行政手続コスト20%削減：推計1.3兆円
- 現場の人手不足の問題を解消し、生産性を高め、所得の向上につなげる  
例) 建設現場における技術者の配置専任規制 → 遠隔での監督等デジタル技術の利活用の検討開始
- 先端的な技術を迅速に所管省庁の現場がとりこむことで社会全体のDXを加速  
例) 国交省の道路点検では、点検ガイドラインの整備を基軸に、最新技術を現場で活用、こうした取組を全省庁に横断的に拡大し、我が国の行政が迅速にテクノロジー活用する基盤を作る

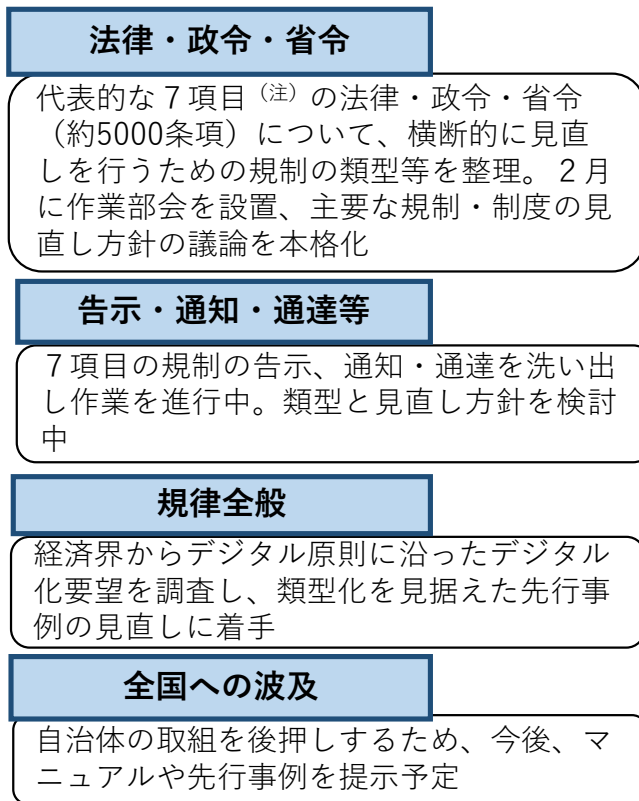
# デジタル原則への適合性の点検・見直作業

昨年12月に策定したデジタル原則（原則①デジタル完結・自動化原則、原則②アジャイルガバナンス原則、原則③官民連携原則、原則④相互運用性確保原則、原則⑤共通基盤利用原則）に沿って、規制の点検・見直しを実施

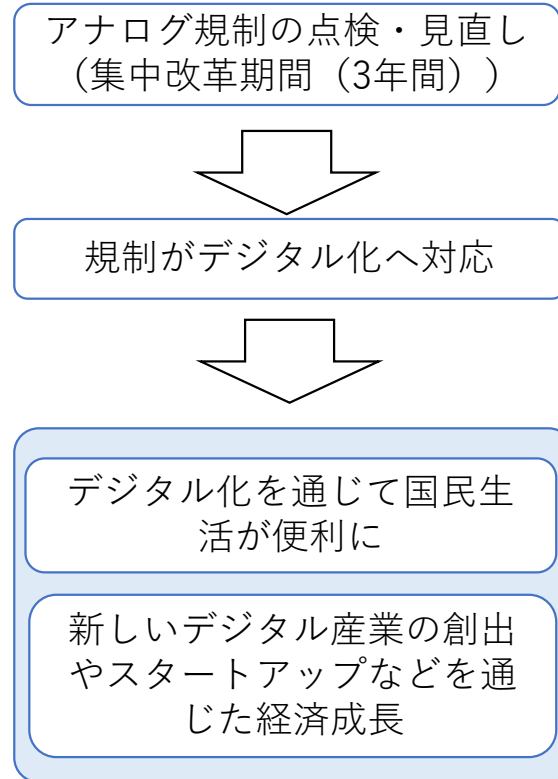
## <適合性の点検・見直し対象の規律の範囲>



## <点検・見直し作業>



## <点検・見直し後>



(注) 代表的なアナログ規制として考えている目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制

# テクノロジーマップの活用

作業部会にて企業・有識者から11回のヒアリングを実施

デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を整理したテクノロジーマップの整備

技術を最大限活用して、規制を見直し、成長産業の創出にも寄与

①画像・データを遠隔で取得・提供

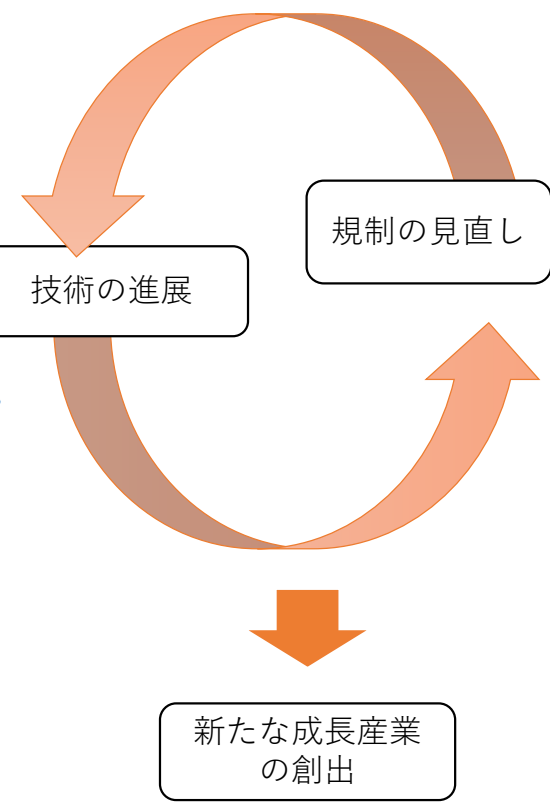
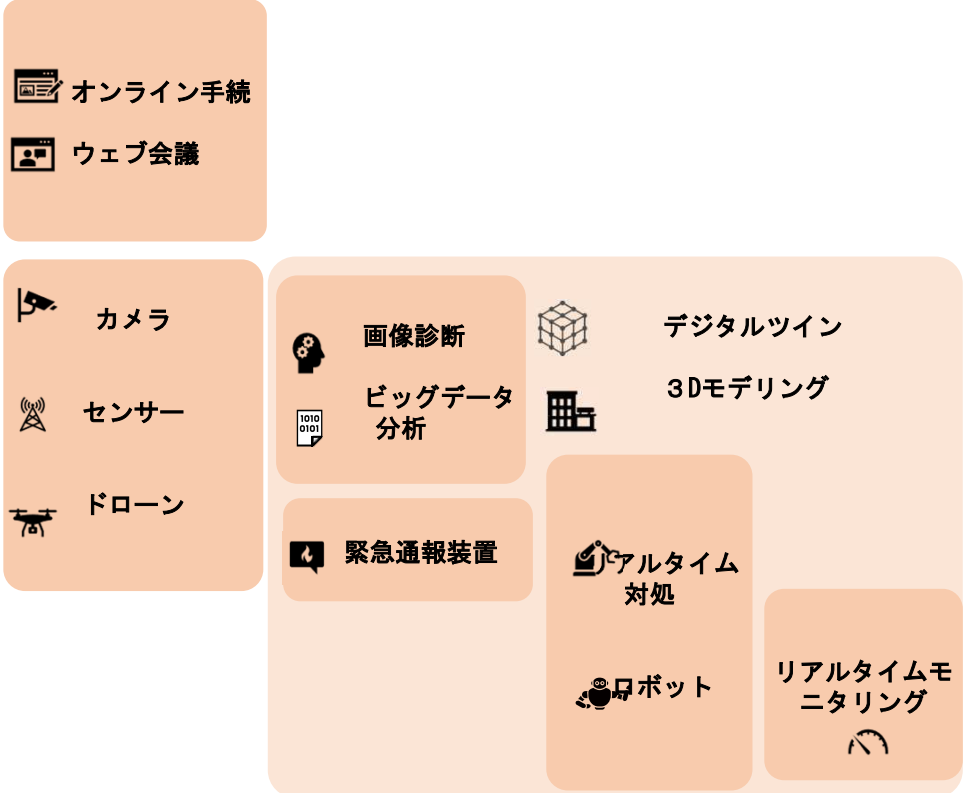
②画像・データの解析・診断・評価を自動化・機械化

③事態対処を自動化・機械化

④検査周期を延長・撤廃

AI、ドローン等の最新技術を提供する企業

紙の介在	書面
	閲覧・縦覧
	掲示
人の介在	対面
	講習
	目視
	検査・点検 監査
	調査
	巡視・見張
頻度	常駐
	専任
	定期
	第三者
	自主
	調査・測定



# 一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方

同じ趣旨・目的の規制を一括りにして類型化



類型毎に規制の見直しを行うことで横断的な見直しへ



デジタル社会にあった規制・制度に一括して変更

- 横断的に規制を見直すため、規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分

規制を目的・趣旨毎に類型化

デジタル技術の適用段階を整理

先行事例を構築し、横断的な見直しを検討

<目視規制の例>

7項目の  
アナログ規制

目視規制

実地監査

定期検査

書面掲示

常駐専任

対面講習

往訪閲覧

検査・点検・監査

目視規制の中でも、健全度、長さ、高さ等、基準への適合性の判定を目的とするもの

調査

目視規制の中でも、土地や家屋等、実態・動向等の明確化を目的とするもの

巡視・見張

目視規制の中でも、施設や建物といったインフラ等の監視を目的とするもの

検査・点検・監査

Phase 1  
目視・  
実地監査規制

Phase 2  
情報収集の遠隔化、  
人による評価

Phase 3  
判断の精緻化、自動化・  
無人化

デジタル技術の適用段階を3段階に整理

先行事例の構築

+

類型・フェーズ毎に横断的な見直し

# 目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）

## PHASE 1

目視・  
実地監査規制

- ①法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」と規定
- ②法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確

一定の基準への適合性を判定  
(検査・点検・監査)

実態・動向などの明確化  
(調査)

監視  
(巡視・見張)

類型 1

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システム等を活用した動画、データ等で代替
  - ・リスク評価：人による分析・評価
- 例) 太陽光発電所の月次点検を遠隔監視・遠隔測定を可能に

類型 2

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン等を活用した画像、データ等で代替
  - ・情報整理：人による整理
- 例) ドローンを活用した被災状況調査

類型 3

監視カメラ、ドローン等により遠隔監視

例) タブレットを活用した遠隔監視システム

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型 1

- ・情報収集：同上
  - ・リスク評価：AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等による技術支援・精緻化
- 例) 橋梁、トンネルなどの道路構成施設の点検におけるAIを活用した外力性診断、3次元可視化

類型 2

- ・情報収集：同上
  - ・情報整理：AI等を用いた画像認識やRPAを用いたデータ整理等による技術支援・自動化
- 例) 画像解析による交通量調査

類型 3

監視カメラ、ドローン等に加え、AI等を用いた無人化

例) 監視カメラの映像からAIによる画像認識処理の検出方法を用いた不審者の特定

## PHASE 2

情報収集の  
遠隔化、  
人による評価

人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の進歩

判断の精緻化、  
自動化・無人化

※PHASE 2 及び 3 とともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

# 定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

## PHASE 1

定期検査・  
点検規制

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定  
(第三者検査)

類型 1

自らによる一定の基準への適合の判定  
(自主検査)

類型 2

実態・動向・量などの明確化  
(調査・測定)

類型 3

## PHASE 2

デジタル技術の活  
用による  
規制目的の達成

### [新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとられず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

### [現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化  
(技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

### [民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

人の介在が不要となる忠実  
なアルゴリズム等の技術の  
進歩

類型 1

類型 2

類型 3

## PHASE 3

定期的検査・調査・  
測定の撤廃

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）

例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）

例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長

例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定  
規制の撤廃
- 常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

# 書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

## PHASE 1

紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「掲示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定  
 ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「掲示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

### 講習

類型1①

オンラインによる講習受講を可とする  
 例)  
 ・介護支援専門員更新研修  
 ・一級建築士等定期講習  
 ・危険物取扱者保安講習

類型1②

受講申込のオンライン手続※を可とする  
 例)  
 ・一級建築士等定期講習

※申込・申請等のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

類型1③

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

類型1

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

### 公的証明書等の掲示

類型2①

インターネットの利用による公示(証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等)を可とする  
 例)  
 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型2②

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型2③

証明書等のデジタル発行を可とする

類型2

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

### 申請等による公的情報の閲覧・縦覧

類型3①

閲覧等情報のデジタル化を可とする  
 例)  
 ・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧  
 ・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型3②

閲覧等の申請等のオンライン手続※を可とする

類型3③

インターネットの利用による閲覧等を可とする

類型3

閲覧等情報～申請等～閲覧等のデジタル完結を基本とする

### 公的証明書等以外の情報の掲示 申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

類型4①

掲示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

類型4②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

①+②の例)

- ・住宅宿泊仲介業約款の公開
- ・都市計画案の縦覧
- ・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

類型4

掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする

## PHASE 2

デジタル原則に適合する手段を可とする

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

## PHASE 3

デジタル完結を基本とする



# 常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）

①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等）  
例）封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任 等

②利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応）  
例）旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業医の専属 等

## 類型1

**常駐**  
✓（物理的に）常に事業所や現場に留まること  
※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの

## 類型2

**専任**  
✓職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

## 類型3

**常駐**  
✓（物理的に）常に事業所や現場に留まること  
※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの

## 類型4

**専任**  
✓職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

## 類型1

**常駐義務の見直し**  
遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和  
【先行事例】  
・火力発電所における知識及び技能を有する者の常駐

## 類型2

**専任義務の見直し**  
左記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等  
【先行事例】  
・工事現場における監理技術者の専任

## 類型3

**常駐義務の見直し**  
オンライン会議システムの活用等による規制緩和  
【先行事例】  
・宅地建物取引業を営む事業所における宅地建物取引士の常駐  
・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐  
・一般用医薬品営業所における薬剤師の常駐

## 類型4

**専任義務の見直し**  
左記技術活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等  
【先行事例】  
・事業場における産業医の専任

## 類型1

デジタル技術の進歩等

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃  
【先行事例】  
・自動車の封印取付受託者の事業場における封印取付責任者の常駐  
・特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の専任

## 類型2

デジタル技術の進歩等

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃

## PHASE 1

常駐・専任規制を課している

## PHASE 2

デジタル技術等による見直し

## PHASE 3

常駐・専任規制を課していない

# 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制に関する検討の方向性

経済界要望において、行政手続の書面・対面規制の見直しを求める内容が数多く存在すること等を踏まえ、これらの規制を改めて洗い出し、行政手続のデジタル完結の実現を目指すこととしてはどうか。

## PHASE1

紙・人の介在

法令、慣行等により、イ) 行政機関の窓口等での対面かつ書面、ロ) 行政機関に対する①申請・届出など、行政機関からの②交付・通知などが書面

①申請・届出 (民間→行政)  
(約2万5千件)

オンライン申請・届出を可とする  
「規制改革実施計画」に基づき、  
令和7年末までに原則オンライン化方針

②交付・通知 (行政→民間)  
(約1万5千件)

オンライン交付・通知を可とする  
今後、各省庁に検討を要請

## PHASE2

オンライン化

## PHASE3

オンライン  
利用率の向上

※利用者数や費用対効果等の  
状況を鑑みながら検討

「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組（規制改革実施計画）」に基づき、各省庁に計画策定・公表等を要請

※上記取組で、年間10万件以上の手続については、エンドツーエンドのオンライン完結を要請

申請に基づかない通知等に関して  
プッシュ型送付の仕組み等を検討

+

既存の情報システム（e-Gov等）の活用・充実等により、  
エンドツーエンドのデジタル完結とオンライン利用率の向上に向けた取組を推進

## PHASE4

デジタル完結の実現

原則として、全ての手続が、行政内部を含めてエンドツーエンドでデジタル化  
(行政機関の判断や手続の精緻化・自動化を含む)

# 各項目に係る点検・見直しの代表例

## ○ 目視・実地監査規制

例：河川・ダム、都市公園等の巡視・点検  
(河川法、都市公園法)

(参考) 河川延長123,948km (一級・二級)、都市公園等111,525箇所 (いずれもR2)

【見直し前 (PHASE 1)】

河川・ダムや都市公園の管理者は、維持修繕のための点検を基本目視で実施



【見直し後 (PHASE 3)】

・ドローン、水中ロボット、常時監視、画像解析等の活用を進め、インフラ管理の効率化・高度化と安全性の向上を図る

## ○ 定期検査・点検規制

例：消火器具、自動火災報知設備等の定期点検 (消防法等)

(参考)

対象となる消火器具設置施設数：989,626件

対象となる自動火災報知設備設置施設数：629,543件 (R3.3末)

【見直し前 (PHASE 1)】

デパート、ホテル等の所有者等は、消防設備士等が行う消火器具、自動火災報知設備等の点検を定期 (6月に1回等) に実施しなければならない。



【見直し後 (PHASE 2)】

例えば、自動火災報知設備の検知部などを定期的に自動チェックして通知する機能や常時監視機能等の新技術の活用により、消防用設備等の機能の高度化を進め、防火安全性を確保しつつ、点検作業の効率化と点検費用の削減を図る。

## ○ 書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制

例：安全運転管理者等に対する講習 (道路交通法)

(参考) 5台以上の自動車を使用している事業所等に必置

講習受講者数：403,486人 (R2.3末)

【見直し前 (PHASE 2)】

オンラインでの講習受講、受講証明書発行は可能だが、講習の申込・手数料納入は書面



【見直し後 (PHASE 3)】

講習の申込・手数料納入から受講、受講証明書発行までをデジタル完結

例：建設業者提出書類の閲覧 (建設業法)

(参考) 建設業者の施工能力・実績、経営内容等の情報を広く提供

建設業許可業者数：473,952業者 (R3.3末)

【見直し前 (PHASE 2)】

書面で建設業許可申請→役所等へ訪問し役所備え付けPC画面上で申請書類閲覧が可能



【見直し後 (PHASE 3)】

電子システムで建設業許可申請→役所等へ訪問せず電子システムで申請書類閲覧が可能に

## ○ 常駐・専任規制

例：介護サービスの事業における管理者等の常駐等 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

(参考) 通所介護事業所：43,267事業所 (R2.10月)

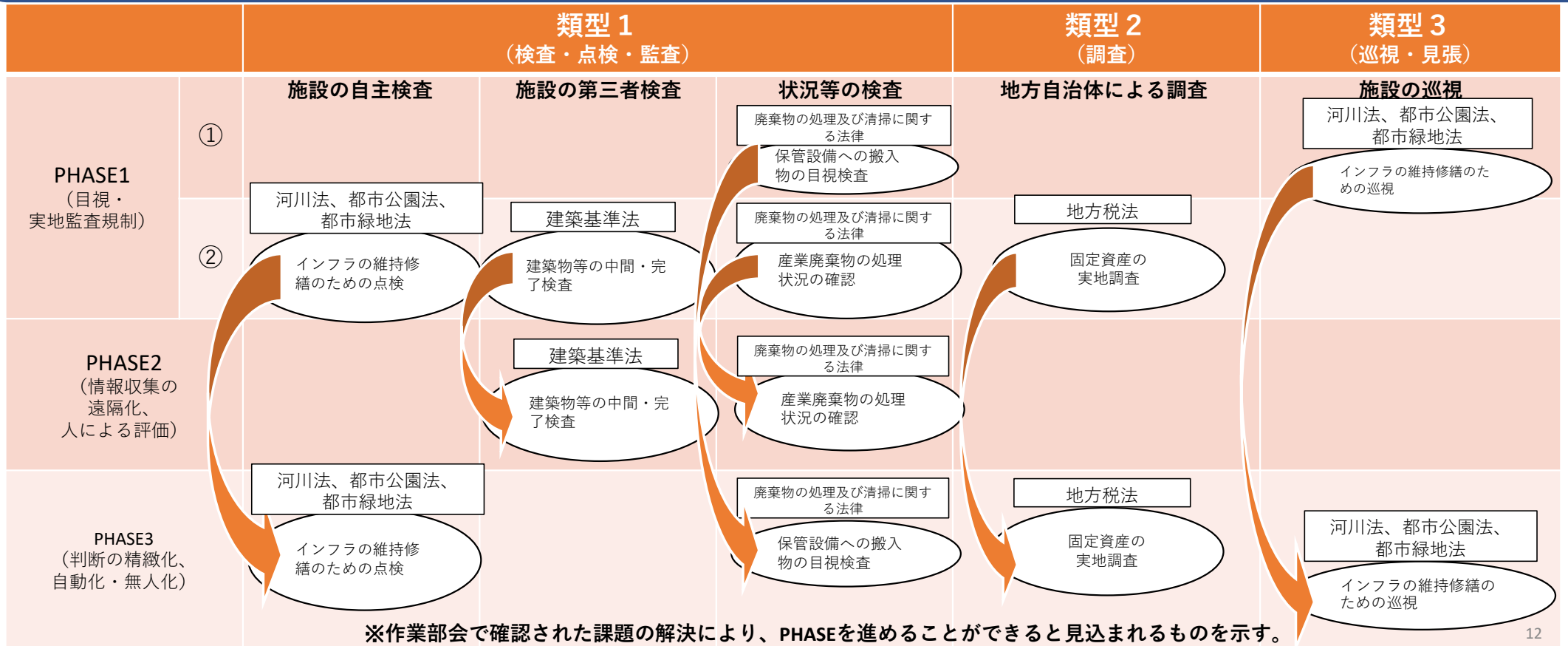
【見直しの方向性】

・利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な検討・対応を実施

・利用者のサービスに直接関わる業務については、論点等を整理・影響を実証又はヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保障審議会の意見を聴きつつ検討

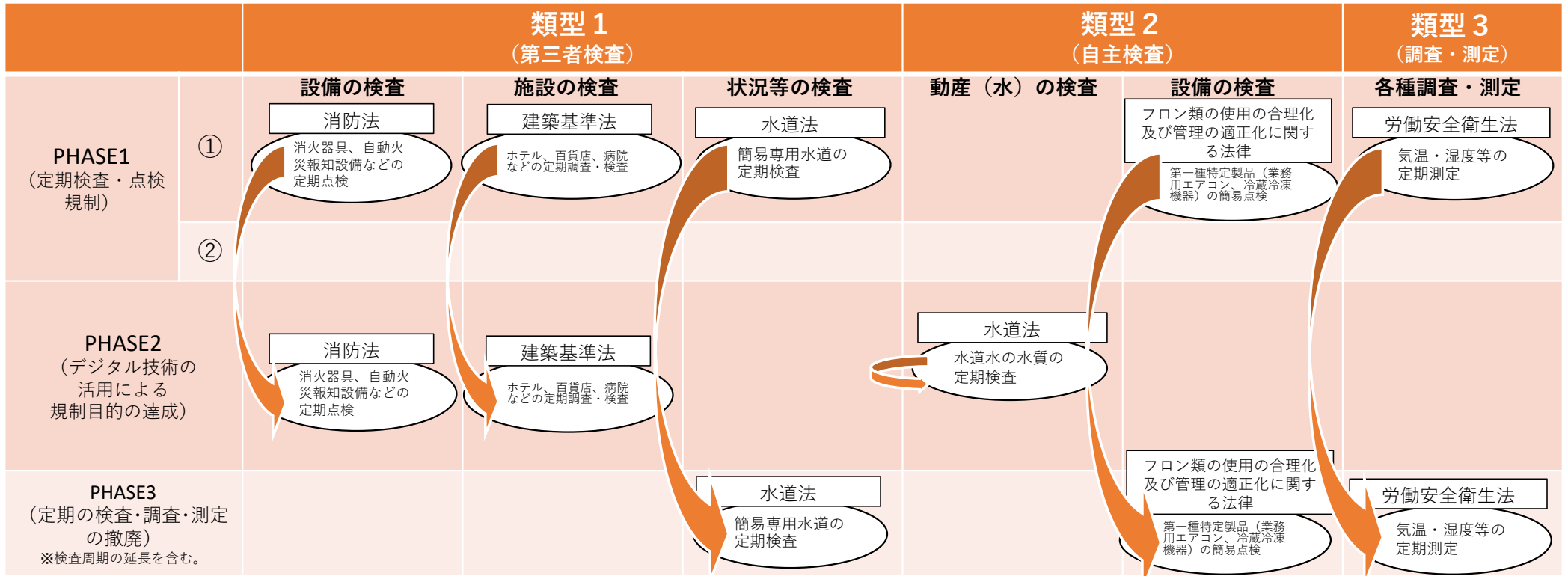
# 一部の主要な目視・実地監査規制の合理化方針の詳細

- 河川法、都市公園法、都市緑地法におけるインフラの維持修繕のための点検、インフラの維持修繕のための巡視  
【参考】河川延長123,948km（一級・二級、令和2年4月）、都市公園等111,525箇所（令和元年度末）
- 建築基準法における建築物等の中間・完了検査 【参考】完了検査566,284件、中間検査196,540件（令和元年）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における保管設備への搬入物の目視検査、産業廃棄物の処理状況の確認  
【参考】産業廃棄物処理施設：中間処理施設数19,090件、最終処分場数1,631件（平成31年）、固形燃料化施設：ごみ固形燃料化施設114施設（令和元年）、RPF圧縮固化施設300施設（ごみ固形燃料化施設数とRPF圧縮固化施設数には重複可能性あり）
- 地方税法における固定資産の実地調査 【参考】（土地）筆数180,416,312筆、（家屋）棟数58,802,672棟（令和2年度）



# 一部の主要な定期検査・点検規制の合理化方針の詳細

- 消防法における消火器具、自動火災報知設備などの定期点検  
【参考】特定防火対象物（ホテル、百貨店、病院など）の消火器具設置施設数989,626件、自動火災報知設備設置施設数629,543件（令和2年度末）
- 建築基準法におけるホテル、百貨店、病院などの定期調査・検査 【参考】特定建築物292,282件、昇降機等903,155件（令和2年度指定対象）
- 水道法における簡易専用水道の定期検査、水道水の水質の定期検査  
【参考】・上水道事業:事業数1,312、給水人口1億2,128万人（令和2年度末） ・簡易専用水道：206,461施設（令和2年度末）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における第一種特定製品（業務用エアコン、冷蔵冷凍機等）の簡易検査  
【参考】第一種特定製品の例：店舗用エアコン、冷凍冷蔵ショーケース
- 労働安全衛生法における気温・湿度等の定期測定



※作業部会で確認された課題の解決により、PHASEを進めることができると見込まれるものを示す。

# 一部の主要な書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧、常駐・専任規制の合理化方針の詳細

## 書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制

道路交通法における安全運転管理者等に対する講習 【参考】 403,486人（講習受講者数、R2.3末 警察庁調べ）  
 建設業法における建設業者提出書類の閲覧 【参考】 473,952業者（大臣許可業者と知事許可業者の合計数、R3.3末 国土交通省調べ）  
 国際観光ホテル整備法施行規則における料金・宿泊約款の客室等への備え置き又は掲示 【参考】 2,334施設（R4.2末 観光庁調べ）  
 行政手続法における聴聞制度の公示送達（掲示場への掲示）

## 常駐・専任規制

浄化槽法における浄化槽の保守点検を行う技術管理者の専任 【参考】 処理対象人数501人以上の浄化槽設置基数：10,171基（R3.3末 環境省調べ）  
 介護サービスの事業における管理者等の常駐等 【参考】 通所介護事業所：43,267事業所（R2.10月 介護給付費等実態統計）  
 ※上記のほか、デジタル臨時行政調査会作業部会において議論した「旅行業の営業所における旅行業務取扱管理者の専任」については、合理化の方針について引き続き検討を行うものとする。

	講習	閲覧・縦覧	掲示		常駐・専任	
	類型 1 (講習)	類型 3 (申請等による公的 情報の閲覧・縦覧)	類型 4 (公的証明書等以外の情報の掲示、 申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧)		類型 2	類型 3
PHASE1 (デジタル 化不可又は 可能か不明 確)			行政手続法 公示送達に関連 する情報の行政 庁の掲示場への 掲示	PHASE1 (常駐・専任規 制あり)		・指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準 ・指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準 介護サービスの 事業における管 理者等の常駐等
PHASE2 (デジタル 原則に適合 する手段を 可とする)	道路交通法 安全運転管 理者等に対 する講習	建設業法 建設業者提出 書類の閲覧	国際観光ホテル整備 法施行規則 料金・宿泊約款 の客室等への備 え置き又は掲示	PHASE2 (デジタル技術 等の活用による 規制緩和)	浄化槽法 浄化槽の保守点 検を行う技術管 理者の専任	・指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準 ・指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準 介護サービスの事 業における管理 者等の常駐等(※)
PHASE3 (デジタル 完結を基本 とする)	道路交通法 講習の申込・ 手数料納入か ら受講、証明 書発行までの オンライン化	建設業法 建設業者提出 書類の閲覧	国際観光ホテル整備 法施行規則 インターネット を利用した公開 ※必要に応じ、 現場にも掲示	PHASE3 (常駐・専任規 制なし)	浄化槽法 浄化槽の保守点 検を行う技術管 理者の専任	※利用者のサービスに直接関わ らない業務。利用者のサービス に直接関わる業務については、 生産性の向上に向けて引き続き 検討を行うものとする。

# 経済界要望の全体像

- 日本経済団体連合会等を中心に経済団体より約1,600件の規制緩和要望を受領。
- 7項目以外の要望については、多種多様であるが、7項目の見直しと同様に、可能な限り類型化を行い、横断的な見直しを行うことを目指す。

経済界要望（先行調査+本調査） 1,600件（うち先行7項目以外1,450件）

行政手続 約1,200件

行政手続以外の規制 約400件

「紙・人の介在」等に関する規制 約1,100件

「紙・人の介在」等以外の規制 約100件

7つの先行検討項目 約150件

- ・ 目視、実地監査
- ・ 定期検査・点検
- ・ 常駐専任
- ・ 講習、掲示、閲覧

- ・ FD/CD/DVD等でのデータ保存・提出を要求
- ・ 地方公共団体毎に申請・届出の様式が異なる
- ・ 各省間等で重複する申請・届出を異なる様式で要求

- ・ 本人確認（生体認証等）や真正性（電子署名、タイムスタンプ等）に関する課題があり、無人化・自動化できない
- ・ 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができない
- ・ 目的外使用規制等によりデータ再利用ができない
- ・ 判定基準・手法の限定等のためAI利用ができない
- ・ 地理空間情報等のベースレジストリを整備してほしい

残る「書面・対面規制」 約800件

- ・ 【民→官】申請・届出・提出に「対面」を要求
  - ・ 【民→官】申請・届出・提出に「書面」等を要求
  - ・ 【官→民】交付・通知に「書面」等を要求
  - ・ 【民→民】契約当事者間で「書面」等を要求
- 
- ・ 【テーマ別】  
人事・総務・経理関連  
モビリティ関連  
不動産、建築、医療介護、金融等関連

等

その他（分類困難等） 約150件

## 地方公共団体における取組の支援

- 地方公共団体における自主的な見直しの取組を後押しするため、今後、デジタル臨調における見直し作業の情報提供、参考となるマニュアル等の資料の提供、事務局で把握した先進的な取組事例の情報提供等の検討を実施

### 具体的事例

#### **(1) デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の情報提供**

デジタル臨調事務局で行った点検・見直し作業等について、効果的な情報提供を検討

#### **(2) (1) を踏まえた地方公共団体向けマニュアル等の資料の作成・提供**

①目視、②実地監査、③定期検査・点検、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧の7類型に応じた見直しの手法の解説を含むマニュアルの作成を検討

#### **(3) 地方公共団体における先進的な取組事例の調査**

地方公共団体におけるデジタル原則を踏まえた自主的な条例等の点検・見直しに関する先進的な取組事例を調査



# デジタル原則に基づく規制の総点検を通じて見えてきつつある課題

## デジタル原則適合性の自律的・効率的な確認体制・プロセスの構築

- ・ 既存法令（ストック）の点検
- ・ 新規法令等（フロー）のデジタル原則適合性確認
- ・ テクノロジー進化にあわせた法令の随時アップデート

デジタル原則への適合性確認を自律化・効率化すべく、政府でリーガルテックを導入しうる局面を特定し、必要な体制・プロセス・インフラを構築できないか

## 法令等のデジタル正本の提供

- ・ 法令のデジタル正本（「改め文」を溶け込ませた改正後の法文）の公布方法や時期についての法的根拠は存在しない
- ・ 法制執務業務支援システム（e-LAWS）はあるが、公布日に確実に確認できるのは官報に掲載された「改め文」のみ（省令は新旧対照表も）

法令等は、一定の範囲については国が責任をもって公布と同時に正確なデータを整備・提供すべきではないか

## 国民がより自由かつ民主的にルールや規律にアクセスできる環境の構築

- ・ 社会においてルール／規律として機能しているのは必ずしも法令（法律・政省令）に限らず、全体像の把握が困難

国が公共財としてデジタル形式で提供すべき範囲を整理・確定し、その他は民間サービスと連携する等により、ルール・規律へのアクセシビリティを強化できないか

法律、政令、省令

告示、通知・通達、事務連絡  
指針・ガイドライン、解釈文書、  
Q&A、書式・様式等

独立行政法人、法令認定団体等が定める規則、  
ガイドライン等

自主規制団体による標準モデル、  
民間団体による標準、技術規格等

条例、最高裁規則、議院規則等

# 法令等のデジタル原則への適合性確認プロセス・体制の確立に向けて

デジタル原則の徹底のためには、下記を自律的・効率的に実現するプロセス・体制が必要。

○**新規**法令の策定、法令改正、関連する通達等（法令策定等を伴わないものを含む）の策定に際しての**適合性確認**

○**既存**法令等について、新たなデジタル技術動向等を踏まえた**継続的な点検・見直し**

⇒迅速な確立に向け、今後は、**具体のプロセスや体制整備について検討を加速化**

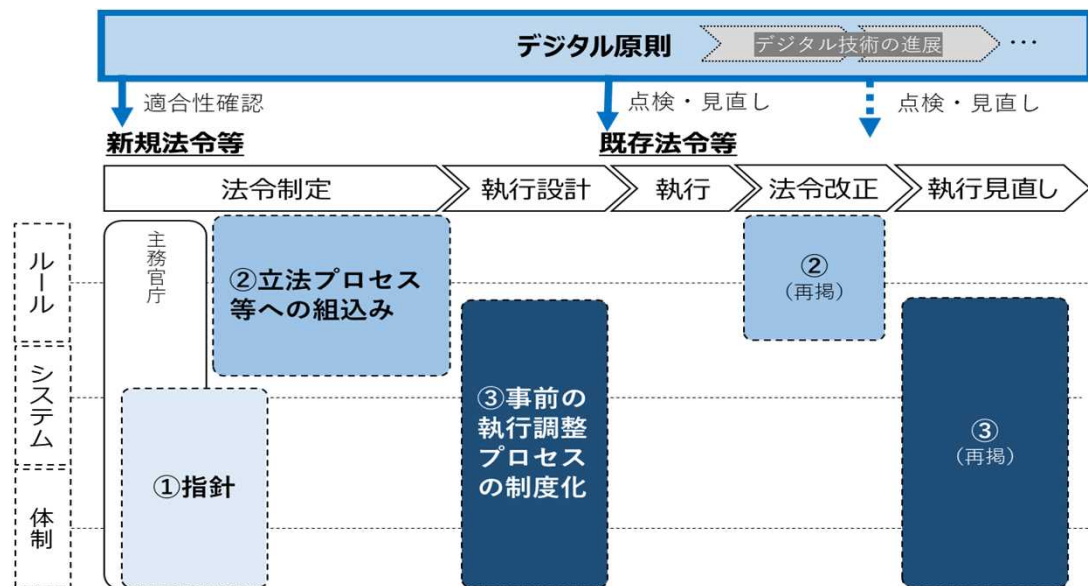
## ①デジタル原則への適合性確認等のための具体的な「指針」

- ◆政策企画の早い段階から各府省が自律的に考慮できるよう、**デジタル庁(デジ臨)**が具体的な指針を提示することが必要ではないか。
- ◆政策指針の策定／改定に際しては、**公の場で議論**(有識者の知見や国民の要望等を反映)が必要ではないか。

## ②立法プロセス等への組み込み

- ◆**新規法令等**
  - ・**法律案・政令**: **デジタル庁(デジ臨)**が主体的に確認すべきではないか。
  - ・**省令以下**: 各府省が決定前(パブリックコメント前)に確認することが必要ではないか。
- ◆**既存法令等**

技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ、**公の場による検討**を経て**デジタル庁(デジ臨)**が点検することが必要ではないか。



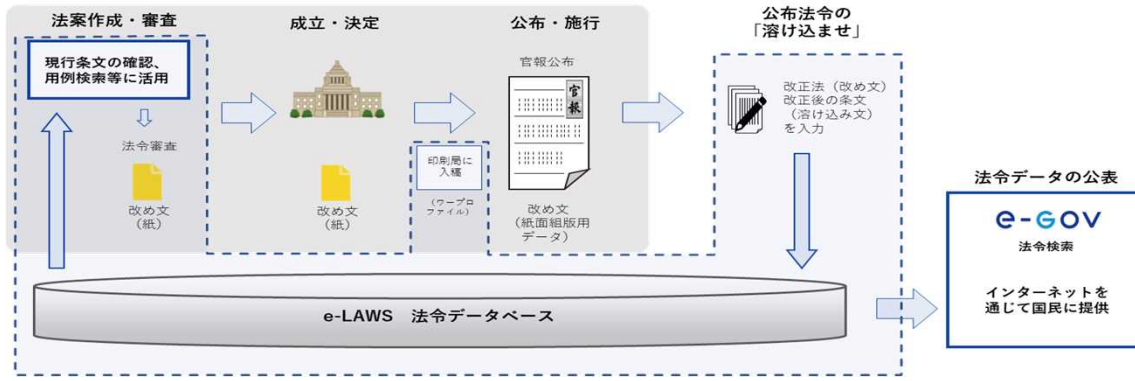
## ③関係府省との事前の執行調整プロセスの制度化

- ◆執行に向けたシステム、手続フロー、体制を事前にすりあわせるプロセスを設計・制度化するため、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」や「指針」においてプロセスを明確化することが必要ではないか。

# 法令等のデジタル正本の提供体制確立に向けて

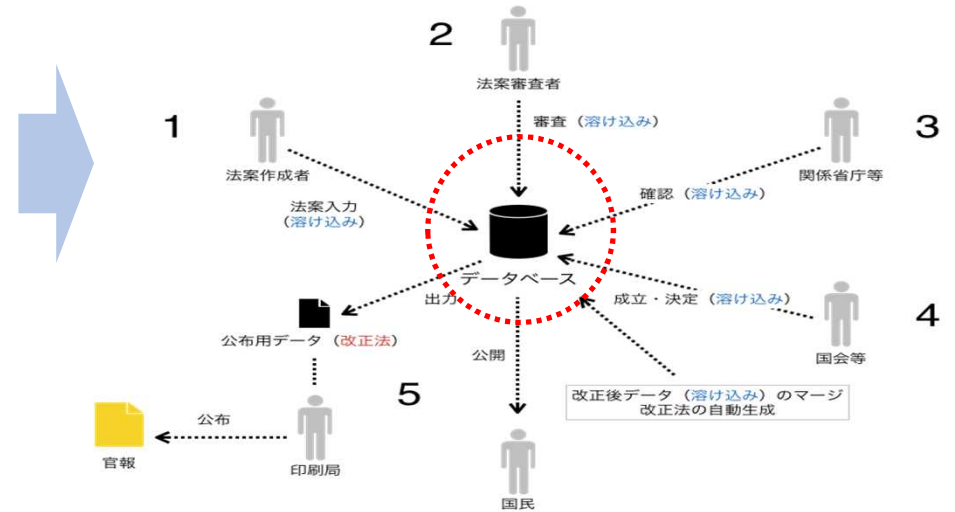
国のインフラである法令等のデジタル正本（最新版の公式法令データベース）が常に参照できる環境の早期実現が必要。そのため、同一の法令データベース上で完結する法制事務の実現を検討

法令データ更新の流れ（現在）



※法令案作成・審査～公布・施行までの間は法令データベース外で作業等が行われており、法令データベースへの反映のための溶込せ（手間）が不可避

法令データ更新のあり方（将来像）



## <取組方策案>

- ◆ 法令データの更新にかかる、人手を最小化するため、改正後データの直接編集及び改正法案の自動作成を実現すべく、データ構造・持ち方、編集ツールの在り方や今後の改正手法の検討を行うため、政省令でPoC（概念実証）を実施
- ◆ 紙を正本とする官報の見直し（デジタル化）の検討を進めるとともに、官報の法令に係るデータ形式をe-LAWSの法令データと同様の、構造化データで統一することを検討

# アジャイル型政策形成・評価の在り方について

- 「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ」の第1回を2月14日に開催。  
以下の認識等を共有。

- アジャイル型政策形成・評価は、政策形成・評価の新たな別個の種類として存在するわけではなく、より機動的で柔軟な見直しを行える政策設計をすることで、アジャイルの度合いが強くなっていくものと考えられるのではないかと。
- 政策を見直す「きっかけ」をより多く得られるようにするなどの政策形成・評価の質を高めるための環境整備が必要ではないかと。
- 政策形成・評価に関連する制度であるEBPM、政策評価制度及び行政事業レビューについて、三者の重複感や各府省庁に生じている負担の解消の観点から、三者の関係の整理・再編が必要ではないかと。



第2回以降

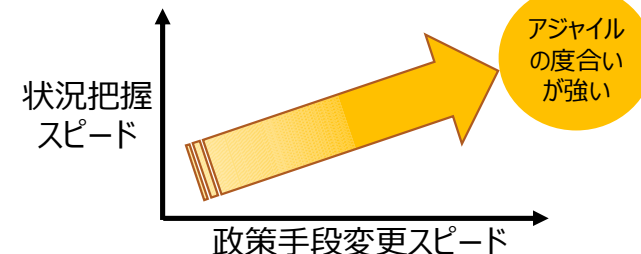
## 改善・提案型の政策形成に係るレビューを試行的に実施

- ・各府省庁の政策形成・評価を支援する観点から、具体的な事例に基づき、各府省庁の政策担当者と本WGが協働して、より機動的で柔軟な見直しを行える形での政策形成とそれに必要なデータ利活用環境整備について議論を行う
- ・政策形成・評価に関する制度の問題点や課題の整理等を行う

### 今後の予定

- (令和4年3月・4月)  
政策形成に係るレビューの試行的実施
- (令和4年5～6月目途)  
とりまとめ、デジタル臨調へ報告

<政策形成・評価におけるアジャイル型のイメージ>



## デジタル時代にふさわしい霞が関への転換

- 前回（12月22日）のデジタル臨調における総理指示を受け、牧島デジタル大臣・二之湯国家公務員制度担当大臣・川本人事院総裁の三者会合を開催し（12月24日）、検討を開始

〈令和3年12月22日第2回デジタル臨時行政調査会 総理指示〉

「デジタル原則の旗振り役の霞が関こそ、「デジタルトランスフォーメーション」を果敢に進め、新しい時代・社会に見合った姿に率先して変革していきます。そのため、各省庁職員の意欲と能力を解放し、挑戦を評価する組織へと転換させます。

具体的には、①真に必要な分野に人材を確保・配分するとともに、②外部登用を含め優秀な人材が活躍できるような方策、③デジタル技術を徹底活用できる、働きやすく、やりがいを持てる魅力ある職場環境の整備に取り組んでいきます。

（略）

牧島大臣におかれても、二之湯大臣と連携し、関係機関の協力も得ながら、取り組んでもらいたいと考えています。」

- 働き方の柔軟性向上や霞が関内外とのコミュニケーションの効率化・円滑化を図るため、デジタル庁と内閣人事局が連携し、各種デジタルツールを各府省に実装していくことを検討中（セキュリティ等の課題をクリアの上、夏以降順次各府省に展開していくことを想定）
- 人事院においても、総合職試験に「デジタル区分」を新設（令和4年度から実施）したほか、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した柔軟な勤務時間制度等の在り方（1月から研究会開催）など、各般の課題について検討中
- 民間人材の採用円滑化のための手続、処遇等について内閣人事局、人事院及びデジタル庁で検討

## 一括見直しプランの策定に向けた課題と対応

### 一括見直しプランの策定に向け、以下の課題への対応を具体化していくことが必要

- 先行7項目について見直しの類型化を確定させた上で、まずは法令における規制約5,000条項の「当てはめ」を確定。  
併せて、通知・通達等における同様の規制についても点検・見直し作業を開始
- 上記以外の経済界要望についても、今後精査の上、類型化を整理し、点検・見直し作業を開始
- 技術検証やITシステムへの重点投資を検討
- 総務省とも連携の上、地方における自主的な見直しの取組を後押し  
(参考となるマニュアルの提供、先進的な取組事例の情報提供等)
- 法令等のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制の構築  
法令等のデジタル正本の提供体制の確立
- デジタル時代にふさわしい霞が関への転換、アジャイル型政策形成評価の在り方を検討